

広島県福祉のまちづくり条例

[広島県条例第4号] 平成7年3月15日公布

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 福祉のまちづくり基本方針等（第7条—第10条）

第3章 適用施設等の整備

第1節 適用施設の整備（第11条—第22条）

第2節 公共交通機関の整備（第23条・第24条）

第4章 雑則（第25条・第26条）

附則

すべての人々が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち一人ひとりが自分自身の問題として受けとめるべき共通の課題であり、また、願いでもある。

こうした社会を実現するためには、障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻むさまざまな障壁を取り除き、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境を整備していくことが必要である。

ここに私たちは、お互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らし、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりに率先して取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公益的施設 社会福祉施設、教育文化施設、購買施設その他の不特定多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

- (2) 共同住宅等施設 共同住宅，寄宿舎，下宿，事務所又は工場で規則で定めるものをいう。
- (3) 複合施設 地下街又は公益的施設若しくは共同住宅等施設が複合的に存在する建築物で規則で定めるものをいう。
- (4) 道路等施設 道路，公園その他の施設で規則で定めるものをいう。
- (5) 公共交通機関 鉄道，乗合自動車その他の車両若しくは船舶又は交通機関の乗降場で規則で定めるものをいう。
- (6) 事業者 公益的施設，共同住宅等施設，複合施設若しくは道路等施設（以下「適用施設」という。）又は公共交通機関を設置し，又は管理する者をいう。

（県の責務）

第3条 県は，福祉のまちづくりに関し，次に掲げる責務を有する。

- (1) 全県的な福祉のまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策の実施
- (2) 県が設置し，又は管理する施設の整備

（市町との連携）

第4条 県は，この条例に定める施策を実施するときは，市町との連携に努めるものとする。

2 県は，市町がその区域内の福祉のまちづくりに関する施策を実施するときは，必要と認める援助及び総合調整を行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は，福祉のまちづくりに関して理解を深め，県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は，自ら所有し，又は管理する施設について，すべての県民が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるとともに，県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

第2章 福祉のまちづくり基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 県は，次に掲げる基本方針に基づき，福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) 啓発活動及び教育活動を推進することにより，福祉のまちづくりに積極的に取り組む県民意識の高揚を図る。
- (2) 建築物の構造の改善にとどまらず，道路，公園及び公共交通機関等を含めた面的な施設整備の推進を図る。

(情報の提供等)

第8条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、県、市町、県民及び事業者が一体となった福祉のまちづくりを推進するため、障害者団体、事業者団体、建築関係団体その他の関係団体で構成する推進体制を整備するものとする。

(財政措置)

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 適用施設等の整備

第1節 適用施設等の整備

(適用施設整備基準)

第11条 知事は、適用施設の構造及び設備の整備について、必要な基準（以下「適用施設整備基準」という。）を定めるものとする。

2 適用施設整備基準は、駐車場、通路、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他知事が必要と認めるものについて、適用施設の区分に応じて規則で定める。

(適用施設整備基準への適合)

第12条 適用施設の建築等（適用施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え又は用途の変更をして適用施設にすることをいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「建築者」という。）は、当該施設を適用施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、当該施設を適用施設整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる」と知事が認めたときは、この限りでない。

(維持保全等)

第13条 適用施設の建築等を行い、当該適用施設を適用施設整備基準に適合させた者は、当該適合部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(適用施設の建築等の協議)

第14条 建築者は、あらかじめ、当該適用施設の建築等の内容を知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める一定規模未満の適用施設の建築等をするときは、この限りでない。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項に規定する計画の認定を申請したときは、前項の協議があったものとみなす。

(適合通知、指導及び助言)

第15条 知事は、前条第1項の協議に係る適用施設が適用施設整備基準に適合していると認めるときは、当該協議をした者（以下「協議者」という。）に対して、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前条第1項の協議に係る適用施設が適用施設整備基準に適合していないと認めるときは、協議者に対して、必要な指導及び助言を行うことができる。（適用施設の建築等の内容の変更）

第16条 前2条の規定は、適用施設の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（工事の完了の届出）

第17条 協議者が、当該協議に係る適用施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（適用施設に関する検査）

第18条 知事は、前条の届出があったときは、当該届出に係る適用施設が適用施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

2 知事は、前項の検査に係る適用施設が適用施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対して、適合証を交付するものとする。

（指示）

第19条 知事は、建築者が第14条第1項の規定に違反して適用施設の建築等の工事に着手したとき、又は当該工事に関して事前協議と異なる行為をしたときは、建築者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができる。

（報告及び立入調査）

第20条 知事は、前条の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、当該指示を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に適用施設若しくは適用施設の工事現場に立ち入り、状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

（国等に関する特例）

第21条 国、地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う適用施設の建築等については、第14条第1項の協議を要しない。ただし、知事は、国等が設置し、又は管理する適用施設について、適用施設整備基準への適合その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

（既存施設の整備等）

第22条 この条例の施行の際現に存する適用施設の所有者又は管理者（既に適用施設の建築等の工事に着手している者を含む。以下「適用施設の所有者等」という。）は、当該適用施設について、適用施設整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、適用施設の所有者等に対し、当該適用施設の適用施設整備基準への適合状況についての報告又は整備計画の提出を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告又は整備計画の提出があったときは、適用施設の所有者等に対し、適用施設整備基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。
- 4 知事は、適用施設の所有者等の申請に基づき、当該適用施設が適用施設整備基準に適合していると認めたときは、適合証を交付するものとする。

第2節 公共交通機関の整備

(整備努力義務)

第23条 公共交通機関の所有者又は管理者（以下「公共交通機関の所有者等」という。）は、当該公共交通機関について、すべての県民が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、公共交通機関の所有者等に対し、当該公共交通機関の整備状況についての報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、公共交通機関の所有者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

第4章 雑 則

(表彰)

第25条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び第25条の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則 （平成11年12月21日条例第40号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年7月4日条例第31号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則 （平成17年7月6日条例第37号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則 （平成18年10月16日条例第48号）

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。